



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

非正規社員と正社員の労働条件の相違に関する最高裁判例及び本年6月1日に導入された「刑事免責制度」が初めて適用された事例をご紹介します。

## <最高裁、賃金格差を項目ごとに初判断！>

有期契約労働者と無期契約労働者の労働条件に不合理な相違があってはならないという労働契約法20条の解釈について、**最高裁が平成30年6月1日に2件の判決**を下しました。

### 1 労働契約法20条の意味

労働契約法20条は、有期契約労働者と無期契約労働者の労働条件の相違が期間の定めの有無に関連して生じたものである場合に、それが不合理であると評価されることによって、その労働条件の相違部分が無効になるものと解釈できる。しかし、当該労働条件が無期契約労働者の労働条件と同一になるというわけではないから、**無期契約労働者と同一の労働条件であることの地位確認は求めることができず、これを前提とする差額賃金請求も求めることができない**（損害賠償請求を認めるにとどまる）。

このとき、労働条件の相違が不合理であることを裏付ける事実を労働者が、これを妨げる事実を使用者が主張立証しなければならない。

### 2 契約社員と正社員（ハマキョウレックス事件）

住宅手当の相違については正社員が転勤を予定されていることからすれば不合理であるとはいえないが、**皆勤手当、無事故手当、作業手当、給食手当及び通勤手当**については、各手当の趣旨に照らしても契約社員と正社員との間の相違が不合理と認められる。（なお、家族手当、一時金、定期昇給、退職金について最高裁は判断せず、原審は法20条違反により正社員と同等の地位になるわけではないことを理由に請求を排斥している）

### 3 定年後の嘱託社員と正社員（長澤運輸事件）

嘱託社員について**職務給**を支給しない代わりに**基本給**を高めにして**歩合給**の係数を高めを設定すること及び**賞与**を支給しないことは不合理といえないが、**精勤手当**を支給しないことは不合理であり、**時間外手当**の算定に当たり精勤手当が考慮されないこともまた不合理である。

### 4 まとめ

有期契約労働者と無期契約労働者の雇用条件に差異を設けるにあたり一定の説明が必要です。

\*

## <「刑事免責制度」、我が国で初めての適用！>

### 1 刑事免責制度とは

証言によって刑事罰を受ける可能性のあるときは、証人は証言を拒否できます。**刑事免責制度**とは、**その証言を当該証人の刑事裁判では証拠としないことを条件に、証言を強制することのできる制度**です。

### 2 初めての適用例

刑事免責は、本年6月1日に司法取引と共に導入

されましたが、6月23日、国際郵便を用いた覚せい剤密輸事件の裁判員裁判において、受取役の男性に対し、初めて刑事免責制度が適用されました。

男性は、事前に被告人と連絡を取り合っていたことを認めつつも、「2人とも郵便物の中身は洋服だと思っていた」として、被告人は無罪だと述べましたが、裁判所は、男性の証言は信用できないとして、被告人に有罪判決を下しました。

このように、男性の証言は、結果的には被告人の有罪認定に決定的な影響を及ぼすものではありませんでしたが、検察側は「証人が郵便物についての事前にやりとりしていたことを裁判員の面前で認めたことが、立証を補強する結果となった」と成果を強調しています。

### 3 司法取引との違い

刑事免責制度は、本紙第13号と第14号で解説した司法取引とは次のような点で異なります。

- ・ 検察と証人とが協議や合意をする訳ではなく、検察側に有利な証言が得られるとは限らない。
- ・ 証人は減刑等の恩恵を受けられない。
- ・ 制度の利用に当たって弁護人は関与できない。
- ・ あらゆる犯罪に対して適用することが可能。

### 4 事業活動への影響

企業が犯罪を犯してしまった場合、当該企業自身も司法取引をすることができますが、担当従業員が証言によって刑罰を受ける可能性がある場合、証言を拒否することが予想されます（詳細については本紙第14号をご参照下さい）。こうした場合に従業員に対して刑事免責制度を適用することで、証言を得ることができます。このように、刑事免責制度は、**企業が司法取引を行う際、企業と従業員との緩衝材としての役割も果たすもの**と思われるので、司法取引と併せて内容を確認しておくことが良いでしょう。

（友成、門屋）

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### 成年年齢の引下げに関する民法改正が成立（6月13日）

成年年齢を20歳から18歳に引下げる民法の改正が成立し、2022年4月1日から施行されます。

民法の定める成年年齢は、**単独で契約を締結することができる年齢**という意味と、**親権に服することがなくなる年齢**という意味を持つものですが（民法第4条）、改正により20歳から18歳に引下げられます。また、現行法では女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なりましたが、今回の改正で、**女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一**することとしています。なお、飲酒や喫煙は現行法が維持され、20歳からとなります。